

36 配食サービス

再編 ー

- 行政面積が広いので、当面は6市町村の現行体制で対応します。
- 自己負担額は、6市町村の均衡を保つため「1食300円」に統一します。
- 受託業者及び昼・夕食利用回数を一本化するには、当分の間の検討を必要とします。

釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市	
						合併時	経過措置後
自己負担 500円/回 週4回(夕食)	自己負担 300円/回 週3回	自己負担 300円/回 週7回(昼食)		自己負担 400円/回 週6回(昼食 又は夕食)	自己負担 300円/回 週5回(昼食)	自己負担 300円/回 配食回数等は 現行どおり	配食回数等は 新市で調整

※平成15年4月1日現在

37 移送サービス

再編 ー

- 当面は、各市町村の現行体制で対応します。
- 今後ますます利用者が増加することが予想されますが、医療機関の集中している現釧路市への要望が高くなった場合、行政面積を考えるとかなりの財政負担となりますので、委託方式の検討を行います。

38 居宅介護サービス

調整猶予 ー

- 現行の6市町村の制度を存続させ、平成17年度の「介護保険サービス計画」策定時に、新市においてサービスを設定します。
その場合、各種介護支援事業利用者に対して、地域格差が生じないよう、公益的サービスの調整を図ります。

39 施設介護サービス

統合 合併時

- 6市町村の施設区分ごとの定員数ですので、現行のまま新市に引き継ぎます。

40 母子(寡婦)福祉資金

統合 合併時

- 6市町村とも道の施策に基づき実施していますので、現行のまま新市に引き継ぎます。



41 ウタリ資金貸付

統合 合併時

- 貸付限度額の高い「釧路市」の制度に一本化して新市に引き継ぎます。
・住宅新築資金 760万円/戸
・住宅改修資金 480万円/戸
・宅地取得資金 590万円/件

42 老人クラブ活動支援

再編 経過措置1年程度

- それぞれの組織(連合会・支部的組織)への支援については、これまでの経過を尊重し、新市において新しい基準を決めます。

43 保育料

再編 経過措置当分の間

- 当分の間、市町村の現行の制度を存続します。
- 市町村による認可、無認可の形態やサービスの相違点は、合併時まで統一するのは困難ですので、新市において調整します。

区 分			釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市	
									合併時	経過措置後
標準世帯 前年分所得税が概ね11～14万円の世帯	在 籍 1人目	3歳未満児	43,400円	32,000円	ー	ー	41,500円	11,000円	現行どおり	新市で調整
		3歳以上児	37,800円	25,600円	6,000円	通年 10,000円 季節 5,000円	35,000円	9,500円		
	在 籍 2人目	3歳未満児	0円	16,000円	ー	ー	20,700円	11,000円		
		3歳以上児	0円	12,800円	6,000円	通年 7,000円 季節 3,500円	17,500円	9,500円		
	在 籍 3人目	3歳未満児	0円	3,200円	ー	ー	4,150円	11,000円		
		3歳以上児	0円	2,560円	6,000円	通年 7,000円 季節 3,500円	3,500円	9,500円		

※釧路市は1人分のみ賦課され、在籍1人目は最年少児とします。

※平成15年4月1日現在

44 乳幼児健康診査

再編 経過措置1年程度

- 当面、現行の健康診査を実施します。各種健診の開催方法、内容等は、専門的要素を含むことから、今後各市町村で調整協議します。
- 集団診査及び個別診査の両方が受診できる体制が必要です。

45 各種ガン検診

統合 経過措置当分の間

- 当分の間、現行の健康診査(胃・子宮・肺・乳・大腸ガン)を実施し、「釧路市」の制度に合わせ一本化します。
【受益者負担額(釧路市)】
・胃がん検診 1,000円
・子宮ガン検診 1,000円
- 各種検診の開催方法・内容等は、専門的要素を含むことから今後各市町村で調整します。

46 予防接種

再編 経過措置1年程度

- 当面は、現行の予防接種を実施します。
- 集団接種と個別接種があり、予防接種の内容が市町村で異なっていますので、新市で地域に合わせた方法の検討を行います。
- 予防接種健康被害調査委員会は、一本化します。
- 委託医療機関や委託料は、委託先との関係や市町村個々の委託経過等もありますので、現行の委託先継続を基本とし、新市で委託料の調整・統一化を行います。
- インフルエンザのワクチン代は、個人負担額の統一が必要ですので、実費相当額として1,000円(税抜)を基準に調整します。

47 人工透析患者の通院交通費

統合 ー

- 「釧路市」の制度(釧路地方腎友会に補助。行政50% 自己負担50%)で一本化を図りますが、当分の間は現行のままとします。

48 医療費助成【老人】

統合 合併時

- 基本的に合併時に一本化します。
- 65歳～69歳の医療費助成は、地域の特異性に配慮しながら、新市で段階的に北海道の助成制度(北海道老人医療給付特別対策事業)の基準により調整します。

区 分	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市	
							合併時	調整後
老人保健制度	【75歳以上の方・65歳以上で一定の障害がある方】 ＝医療費の1割又は2割の負担で給付が受けられます						現行どおり	段階的に北海道の助成制度を基準に調整
北海道の助成制度	【65歳以上で老人保健制度の対象外の方のうち、世帯要件と所得要件の両方に該当する方】＝老人保健制度と同じ							
市町村独自の助成制度			65歳から69歳の道助成制度の対象外の方に、薬剤一部負担を除いた額を、申請により助成(助成率14年度2/3・15年度1/2・16年度1/3・17年度廃止)	65歳から69歳の道助成制度の対象外の方に、道の助成制度と同じ内容のものを助成	69歳から1年間、医療費の1割又は2割を定率で負担(事業見直しの中で廃止検討中)			

※平成15年4月1日現在

